

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について  
【令和3年度第1～3四半期】

令和3年4月から12月までの算出期間（令和3年度第1～3四半期）における畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の（5）の規定により算出した見込みの標準的販売価格及び見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、2月上旬に公表する予定です。

記

算出期間	令和3年4月から12月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	38,176円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	34,779円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価*	— (概算払なし)

※ 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から900円を控除した額です。

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課  
担当：富岡、奈良  
電話：03-3583-1150